

日本の取組

世界的に人権尊重の気運が高まる中で、日本も、戦後、人権に関する多くの国際条約の批准や宣言の決議に加わりました。「世界人権宣言」採択当時、日本はまだ連合軍の占領下にあり、国連にも加盟していませんでしたが、主権を回復することになった1951(昭和26)年のサンフランシスコ平和条約の前文では、「世界人権宣言の目的を実現するために努力」する意思を宣言しました。それとともに、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきました。

1995(平成7)年には、「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、1997(平成9)年には、「国内行動計画」が策定されました。人権という普遍的文化を構築することを目的に、国の各省庁の連携・協力のもと、あらゆる場を通じて

訓練・研修、広報、情報提供等の努力を積極的に行うとともに、重要な人権課題に対して積極的な取組を行うこととしています。

また、1996(平成8)年には、「人権擁護施策推進法」が制定され、2000(平成12)年には、国や地方自治体の人権教育及び人権啓発に関する責務等を定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。(P42参照)

この法律に基づき、国は、「国内行動計画」などを踏まえた、「人権教育・啓発に関する基本計画」を2002(平成14)年に閣議決定しました(平成23年、「北朝鮮当局による拉致問題等」の事項を追加)。この基本計画に基づき、国は人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進しています。

「人権デー」と「人権週間」

国連は、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー(Human Rights Day)」と定め、国連加盟国等に対し、人権啓発・教育活動を推進するためのさまざまな行事を実施するよう呼びかけています。

日本では、この「人権デー」を最終日とする1週間(12月4日から10日まで)を

「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

県では、「人権週間のつどい」(講演会、ミニコンサート等)を開催し、人権週間の意義を広く周知し、人権意識の普及・高揚を図っています。



おてはば
人権
キーワード

兵庫県の取組

県では、21世紀初頭の兵庫のめざすべき社会像と取組を明らかにした、「全県ビジョン推進方策(第1期)」を2002(平成14)年に策定し、その実現のための重点プログラムとして、「人権が生かされる、みんなが主役の共生社会」を位置づけました。さらに、2013(平成25)年5月の「全県ビジョン推進方策(前期)」においては、「家族の絆とさまざまな縁に支えられながら、一人ひとりが尊重され、自立し安心した生活が営める社会」を将来像として描き、その実現に向けた「共生の心を培う人権意識の高揚」を掲げ、さまざまな施策を展開しています。

中でも、1995(平成7)年の阪神・淡路大震災や2011(平成23)年の東日本大震災などからの復旧復興の過程で学んだ、生命の尊厳や人と人が支え合う絆の大切さなどの、貴重な教訓の発信や次世代への継承などを図るため、人権施策をはじめとするさまざまな取組を進めてきたところです。

また、少子高齢化や社会の国際化・情報化などに伴い、人権課題も複雑・多様化する中にあって、2001(平成13)年に策定した「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」に基づき、家庭や学

校、地域、職場などのあらゆる場における教育及び啓発を進めることにより、人権の尊重が社会の文化として定着し、県民すべてがお互いを認め合う人権文化に満ちた社会の実現に向けて、平成16年度から各市町や関係団体等とともに「人権文化をすすめる県民運動」を展開しています。(P4参照)

さらに、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、HIV感染者等の人権課題については、各個別の計画等に基づきそれぞれの課題に対応した施策の推進に努めるとともに、啓発をはじめ、研修、相談、研究事業などに取り組んでいます。

学校教育や社会教育においても、「人権教育基本方針」(平成10年3月策定)に基づき、自己実現と共生をめざして人権教育を推進しています。

今後とも、人権の尊重をめぐる国内の動向や、「人権教育・啓発推進法」の趣旨を踏まながら、人と人のつながりで自立と安心を育む社会の実現に向けて、すべての県民の「共生の心」を培う人権意識の高揚を図り、不当な差別が無い社会であることが実感できる、「安全元気ふるさと兵庫」をめざし、人権教育及び啓発に関するさまざまな施策を進めています。



兵庫県人権啓発活動シンボルマーク
地球と若葉

国や環境や男女に関係なく、共に明日の地球を育もうというメッセージをこめています。手を取り合うことで生まれた希望の若葉は、心を表すハートの形をしています。

4

日本国憲法で保障されている 基本的人権

基本的人権の尊重は日本国憲法の柱の一つで、包括的な規定とさまざまな人権の個別、具体的な保障規定の中に明文化されています。また、人権を守るために、参政権や請求権も保障されています。

言いかえると、日本国憲法は日本の人権宣言であると言えます。

自由に生きる権利(自由権)

人はだれでも、それぞれの個性や能力を生かして自分自身の人生を築いていこうとします。どんな人生を築くかは個人の自由であり、強制されるものではありません。

自由権は、日常生活に権力が干渉しないように求める権利であり、権力の抑圧から解放される権利です。日本国憲法では、自由権を三つの角度から、次のように保障しています。

①身体の自由

その第一は身体の自由で、人間の自由の基本です。人を奴隸のように扱ったり、むりやり強制労働をさせたりしてはなりません(第18条)。また、法律の定める手続きなしに、身体を拘束したり、刑罰を加えたりすることの禁止(第31条)、権力者の一方的な考え方で人々を逮捕・投獄したり、拷問や残虐な刑罰を加えたりすることももちろん禁止されています(第33～36条)。

②精神の自由

第二は精神の自由です。この精神の自由には、思想・良心の自由など人間の心の中の自由と、それを外に向かって表現する自由の二つの意味が含まれています。精神の自由が保障されなければ、人々の心のはたらきは侵され、人間らしさも失われてしまいます。日本国憲法では、思想及び良心の自由(第19条)、信教の自由(第20条)、学問の自由(第23条)を保障しています。また、政治を批判し、政治を正す運動も、言論・集会・結社の自由(第21条)として認められています。

③経済活動の自由

第三は経済活動の自由です。これは財産活用の自由(第29条)、居住・移転及び職業選択の自由(第22条)などが含まれています。現在では、家柄や身分で職業が限定されたり、勝手に財産が奪われたりすることはありません。豊かな生活をめざして、自由な創意や努力を重ね、企業を起こすこともできます。現代の私たちの社会は、経済活動の自由によって大きく発展してきました。

平等の権利

人間は、だれでも、等しく尊重され、平等に扱われなければなりません。差別は、人間の尊厳を否定するものであり、絶対に許されるものではありません。しかし、社会に、支配する者とされる者との関係が生まれたときから、さまざまな差別が始まり、それは今も続いている。

権力をもつ者には、人々の間に制度の垣根や心の垣根をつくり、差別を助長することによって、その地位を守り強めようとする者もいました。しかし、人々は、お互いの尊厳を認め合い、平等な関係を築こうとする努力によって、権力者に対抗し、市民革命を成功させました。平等の権利は、市民革命以来、自由に生きる権利とともに求められ、ついに法の下で、だれもが平等な扱いを受ける権利が保障されました。これが、「法の下の平等」という原則で、すべての人権の基盤となるものです。

日本国憲法でも、平等の権利を次のように定めています。「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」(第14条)とされています。

人間らしく生きる権利(社会権)

経済上の不平等が社会の大きな問題となつたことなどから、すべての人間が、人間らしい豊かな生活を送ることができるよう、国民が国家に対して保障を要求する権利(社会権)が基本的人権として認められています。

日本国憲法は、生存権(第25条)・教育を受ける権利(第26条)・労働者の諸権利(第27、28条)の三つの社会権を保障しています。

①生存権

すべての人間に、人間らしいと言えるような生活を保障するという生存権は、1919年のワイマール憲法(ドイツ)で、資本主義国の憲法として初めて認められました。第二次世界大戦後は、世界人権宣言や、多くの国々の憲法で、生存権を保障するようになりました。

日本国憲法は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」(第25条)と生存権を認め、その保障のために社会福祉や社会保障を進めていくことを国の責務としています。

②教育を受ける権利

人間には、未知の世界を探求したい、豊かな知識や高度な技術を習得したい、という欲求があります。また、子どもには、自分の生活を自分で決められるよう、精神

5 さまざまな人権

的にも成長して自立したい、という欲求があります。これらの欲求は、「教育を受ける権利」として保障されています。この権利によって、一人ひとりが人間としての個性や能力を伸ばし、主権者としての自覚と判断力を培っていくのです。

今日では、国民の「教育を受ける権利」を保障するために、義務教育を無償とし、国や地方公共団体に学校の建設や教員の配置などの教育条件を整備していくことを義務づける法律が定められています。

③労働者の権利

日本国憲法は、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」(第27条)と定めて、すべての人に労働の機会を保障しています。また、労働者が労働組合をつくること(団結権)、労働組合が賃金などの労働条件について雇い主と交渉すること(団体交渉権)、労働条件の改善のためにストライキなどを行う争議行為(団体行動権)を認めています(第28条)。これらの諸権利をまとめて、労働基本権(労働三権)と言います。

参政権

日本国憲法は、国民自身が政治の上で重要な役割を果たす権利を定めています。この権利を参政権と言い、国民はこれによって権力を国民の意思の下におき、

人権を守ることができます。

参政権の中心は、国民の代表を選ぶ権利(選挙権)と代表に立候補する権利(被選挙権)です。明治憲法下では、納税額や性別などで選挙権が制限されていましたが、現行憲法の下では、成年者による普通選挙を保障しています(第15条)。

また、進んで自分たちの要求を国や地方公共団体の機関に訴えること(請願権)(第16条)、さらに、最高裁判所裁判官の国民審査権(第79条)、市区町村など地方公共団体での住民投票権(第95条)、憲法改正の国民投票権(第96条)なども、重要な参政権です。

請求権

権利を侵害されたり、不当に不利益を受けたとき、損害の回復が保障されることも大切な権利です。国民はだれでも、裁判所に訴えて、自分の権利を主張し、公正な裁判を受けることができます(第32条)。公務員の不法な行為によって損害を受けた人や、裁判で無罪になった人が償いを請求する権利(第17条、第40条)も保障されています。

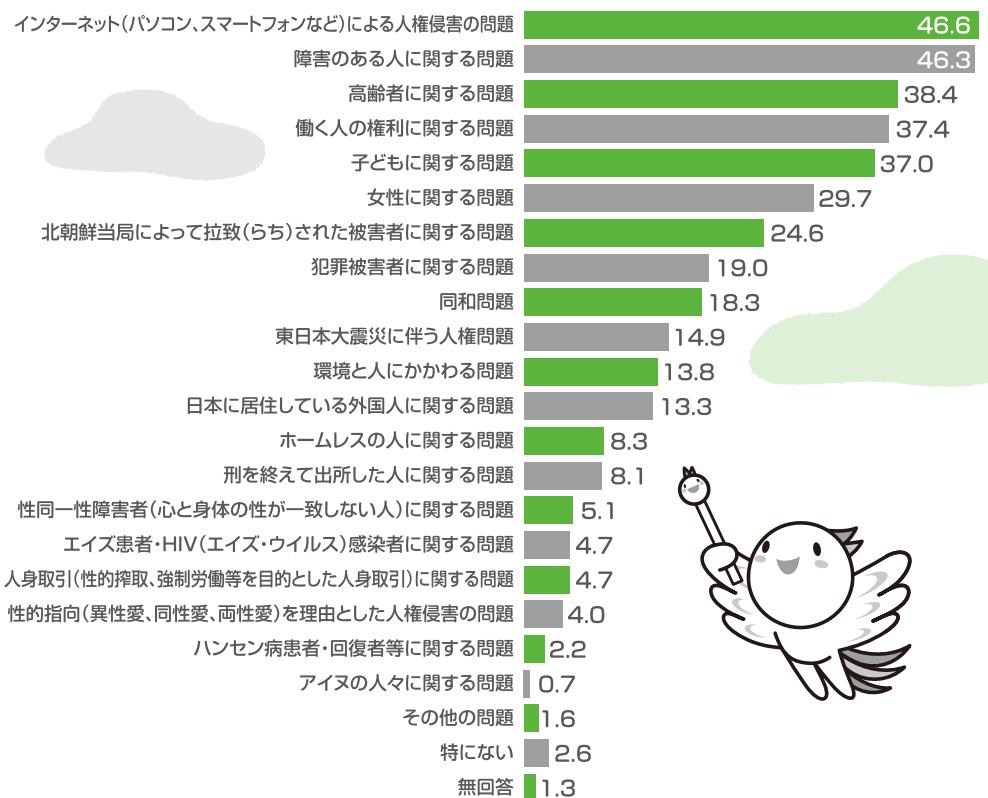
人権尊重について理解を深めるためには、「法の下の平等」や一人ひとりの人権を個人として尊重するという普遍的な視点と、人権課題を社会の中で具体的な問題としてとらえ、身近な課題に対して積極的に取り組み、解決していくうとする個別的な視点との両面からのアプローチが大切です。

ここでは、取組が求められている主な人権課題について取り上げます。

Q 特に関心のある人権問題

日本の社会には、人権にかかわるいろいろな問題がありますが、あなたが特に関心をお持ちのものをあげてください。

●「平成25年度人権に関する県民意識調査」より ※複数回答(%)



男女が対等なパートナーとして

女性の人権

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法律においても1972(昭和47)年の男女雇用機会均等法などによって男女平等の原則が確立されています。また、1985(昭和60)年に女性差別撤廃条約が批准され、1999(平成11)年の「男女共同参画社会基本法」に基づいて、「男女共同参画基本計画」(平成22年改定)が策定され、男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざしたさまざまな取組が進められています。

県では、2011(平成23)年3月に「新ひょうご男女共同参画プラン21」を策定し、男女がともに人生のどの時期においても、いきいきと暮らせる社会をめざしています。

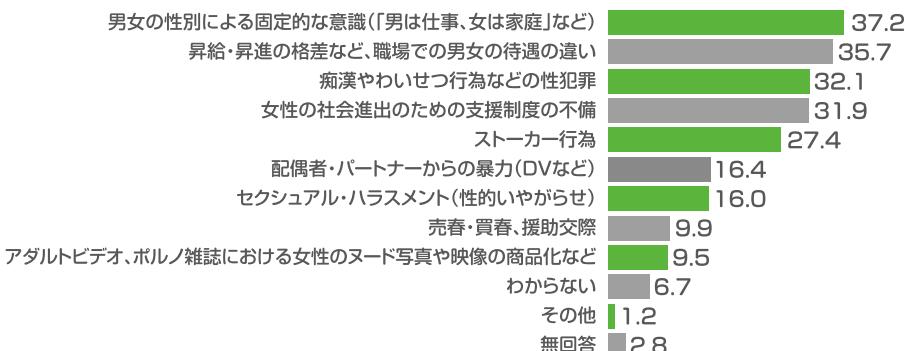
一方で、今なお、家庭や職場等でさまざまな男女差別が起きています。

配偶者や恋人などからの暴力(ドメスティック・バイオレンス=DV)や職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、性犯罪なども重大な問題です。そのため、「ストーカー規制法」(平成12年)、「配偶者暴力防止法」(平成13年)が施行され、特にDVに関しては、県としても、「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」(平成18年)を2014(平成26)年4月に「兵庫県DV防止・被害者保護計画」と改定し、DV対策を推進しています。

しかし、女性が被害を訴えにくいことから問題が潜在化する傾向があり、そうならないように周囲の人たちの理解と協力が重要です。

Q 女性の人権問題に関する意識

女性に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか。
●「平成25年度人権に関する県民意識調査」より ※複数回答(%)



大人や社会が守る大切な命

子どもの人権

子どもも、大人と同様に基本的人権を保障されています。大人以上に人権を侵害されやすい子どもは、社会的に保護され、守られなければならない存在です。しかし、子どもを取り巻く環境は、いじめ、体罰、虐待などに見られるように深刻な状況にあります。

「いじめ」の根底には、他人に対する思いやりや、いたわりといった人権意識の不足があると考えられ、この問題を解決するためにには、教育機関はもとより社会全体の意識の改革が必要であると言われています。

県では、2014(平成26)年3月に「兵庫県いじめ防止基本方針」を策定し、全ての子どもがいじめを行わず、いじめを放置することがないよう、学校、家庭、地域が互いに連携協力し、県民総参加によるいじめの問題の克服に向けた取組を推進

しているところです。

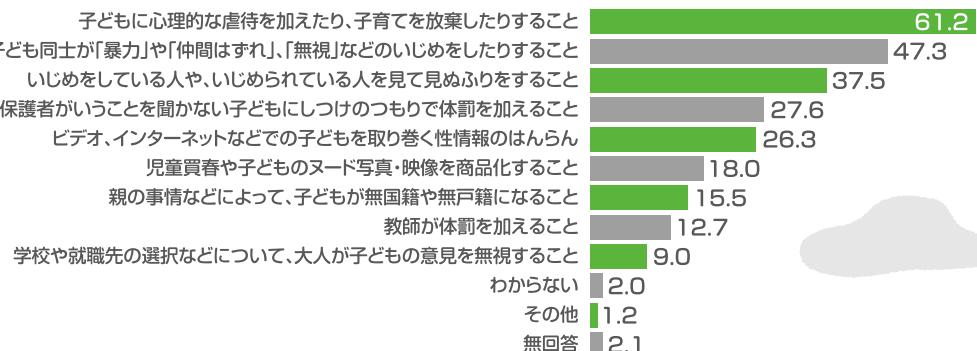
また、学校での体罰により、入院治療を要する重大な結果を生じたものや、体罰を受けた児童・生徒が暴力を屈辱として受け止める例も少なくありません。しかもその内容が陰湿なため、児童・生徒の「いじめ」や「不登校」を誘発、あるいは助長していると思われるものもあります。

さらに、児童虐待の問題があります。乳幼児や児童を親等が虐待し、中には死に至る痛ましい事件が後を絶ちません。そのため、2000(平成12)年には「児童虐待防止法」が施行されました。しかし、2004(平成16)年(児童虐待の定義の見直し等)、2007(平成19)年(児童の安全確認等のための立入調査等の強化等)に相次いで改正されています。

県では、学校での体罰防止に努めるとともに、県こども家庭センターにおいて、「児童虐待防止24時間ホットライン」を設置し、相談を24時間体制で受け付けています。(P46参照)

Q 子どもの人権に関する意識

子どもに関することで、人権上、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか。
●「平成25年度人権に関する県民意識調査」より ※複数回答(%)



兵庫県の取組例

1 女性の人権

女性のための相談の実施

県では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成を図り、その促進に関する施策を総合的に推進する施設として、兵庫県立男女共同参画センターを設置しています。

同センターでは女性問題カウンセラー等を設置し、女性が自ら今後の生き方を選択できるように、なやみ相談、

2 子どもの人権

オレンジリボン運動

2005(平成17)年、児童虐待防止を推進するオレンジリボン運動が始まりました。国は児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と定めており、県においても、社会全体の関心と理解を深めるため、県・市町・関係団体が協働し、児童虐待防止の普及啓発(オレンジリボンキャンペーン)に取り組んでいます。

具体的には、県内の児童虐待防止に熱意のある企業、団体に「ひょうご児童虐待防止センター」として協力をいただき、新聞、ラジオ放送での児童虐待防止広報、ポスターの店頭等への掲示に取り組むほか、ヴィッセル神戸試

チャレンジ相談、情報相談を実施しています。

相談内容は暮らし、夫婦関係、家族関係、性・性被害、こころ、労働、法律など多岐にわたり、合わせて年間およそ12,000件を受け付けています。

また、特別相談事業として月に1回法律相談を実施しており、希望者は、人権問題をはじめ、家庭等に関する法律問題について、弁護士による面接相談を受けることができます。

■兵庫県立男女共同参画センター
☎078-360-8551(なやみ相談)

合会場での啓発活動などを実施しています。

その他、関係団体や市町との取組として、医療関係者等を対象とする児童虐待対応実践研修会など、民間と行政が協力した幅広い運動を展開しています。

■兵庫県健康福祉部児童課児童福祉班
☎078-362-3203



自分らしくいつまでも 高齢者の人権

日本における平均寿命の大幅な伸びや、少子化などを背景として、社会の高齢化はきわめて急速に進んでおり、2013(平成25)年10月現在で、総人口に占める65歳以上の人口の割合は25.1%で、約4人に1人となっています。2035(平成47)年には3人に1人が高齢者となると予測されています。

こうした中、疾病等のために介護を必要としている高齢者に対し、虐待を加えるなど高齢者的人権問題が、大きな社会問題となっています。高齢者に対する虐待には、身体に危害を加える「身体的虐待」、言葉や態度などで精神的に苦痛を与える「心理的虐待」、介護や生活の世話を放棄するような「養護の怠慢・放棄(ネグレクト)」に加えて、本人の承諾なしに年金や預貯金を引き出したりする「経済

的虐待」などがあります。

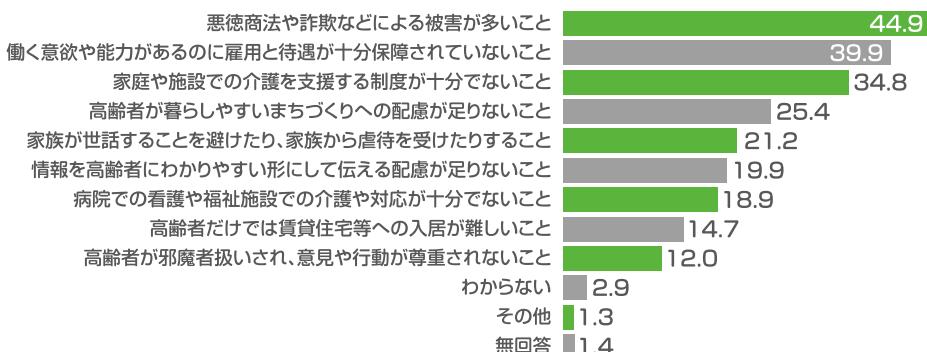
こうしたことから、2006(平成18)年4月には「高齢者虐待防止法」が施行されました。同法では、例えば、虐待防止が国及び地方公共団体や国民の責務とされ、虐待の定義や通報義務などを定めています。

また、高齢者に対する就職差別や悪徳商法、詐欺による被害など、高齢者を巡る問題が続いている。

県においては、「少子高齢社会福祉ビジョン」のもと、「兵庫県老人福祉計画」などにより、だれもが迎える高齢期において、その尊厳が守られ、高齢者の豊かな経験や知識が十分に尊重され、活用されるような社会づくりを進めています。

Q 高齢者的人権問題に関する意識

高齢者に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか。
●「平成25年度人権に関する県民意識調査」より ※複数回答(%)



だれもが住み良い社会を 障害のある人 の権利

障害のある人にとって住み良い社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体による各種の施策だけでなく、社会を構成するすべての人々の十分な理解と配慮が必要です。

障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で自立と社会参加ができるような環境を整えるべきであり、皆が共に生きる社会こそノーマル(正常)な状態であるという考え方を、「ノーマライゼーション」と言います。

ノーマライゼーションへの実現に向けた代表的な取組の一つとして、道路や床の段差をなくすといった「バリアフリー」があります。しかし、例えば点字ブロックの上に自転車を駐輪すると、視覚障害のある人の歩行の妨げとなるなど、ハード

面での整備がなされてもその機能が阻害されていることがあります、「心のバリアフリー」も進めていく必要があります。

それにより、障害のある人だけでなく子どもや高齢者などにも生活しやすい環境が実現され、だれもが安心して暮らせる社会、すなわち「ユニバーサル社会」づくりにつながります。

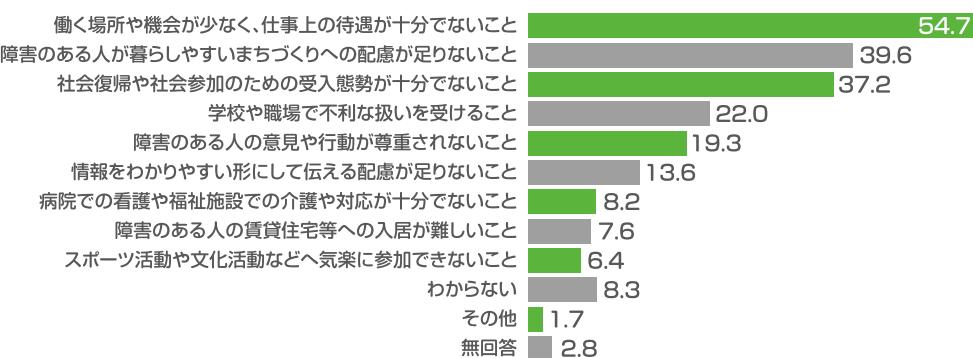
県では、2005(平成17)年4月に「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」を策定し、地域団体や企業等の参画を得た県民運動としても展開しています。

国内では、「障害者基本法」(平成23年一部改正)、「障害者総合支援法」「障害者優先調達推進法」(平成24年)等の国内法を整備し、2014(平成26)年1月に「障害者権利条約」を批准しました。

県としても、「ひょうご障害者福祉プラン」等に基づき、障害のある人が住みたい地域・場所で暮らし、“毎日が充実している”と言える社会をめざして取り組んでいます。

Q 障害のある人の人権問題に関する意識

障害のある人に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか。
●「平成25年度人権に関する県民意識調査」より ※複数回答(%)



兵庫県の取組例

3 高齢者の人権

地域サポート型特養推進事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、県では2013(平成25)年度から全国で初めて、社会福祉施設の介護や支援に関する専門性の高い技能を活用し、特別養護老人ホームに生活援助員(Life Support Adviser)等を配置して、地域住民を対象に24時間体制で見守り等を行う施設を「地域サポート型特養」に認定し、その活動を支援しています。

平成27年3月現在、28施設が認定を受けており、各施設は対象地域で見

守り等を希望する世帯・個人と契約し、日中の見守り訪問や夜間・休日の相談、緊急通報にも対応するなど、高齢世帯の安心につながる生活支援サービスを展開しています。

■兵庫県健康福祉部高齢対策課地域包括ケア推進班 ☎078-362-3188



4 障害のある人の人権

兵庫セルプセンター

県では、県障害者しごと支援事業(平成14年)等の流れを引きつぎながら、更なる活動を充実させるため、NPO法人 兵庫セルプセンターが2004(平成16)年に発足しました。

「私たちは障害がある人たちの働く願いと作業所の元気を社会につなぎます」この合言葉のもとに、施設・作業所自主製品の販路及び受注先開拓を推進し、自主製品の品質・市場性を高めるためにセミナーなどを行っています。また、一般企業・事業所で働きたい

と思っている障害のある人に、その第一歩として、実社会で研修生として働く体験や、働く意欲や自信を深めることを目的として、障害者インターンシップ事業を実施しています。

■NPO法人 兵庫セルプセンター
☎078-414-7311

